

岩手県告示第185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により次の地区に係る県営緊急防災工事計画を定めた。

なお、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、令和5年3月31日から同年4月27日まで関係書類を縦覧に供する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
田沢ため池地区	当該県営緊急防災工事計画書の写し	花巻市役所